

《東通消防署からのお知らせ》

年末年始特別警戒の実施について

一段と寒さが厳しさを増し、空気が乾燥する中、火気や暖房器具を使用する機会が増え、住宅火災の発生しやすい時季になりました。お出かけ前、おやすみ前にはもう一度火の元を確認しましょう。

消防署・消防団では回転灯及び警鐘による管内巡回を実施し、住民の皆様には火災予防を呼びかけます。一人ひとりが火災を起こさないように心がけ、火災のない明るい新年を迎えましょう。



住宅用火災警報器を設置しましょう



すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災から大切な命を守るために住宅用火災警報器を必ず設置しましょう。

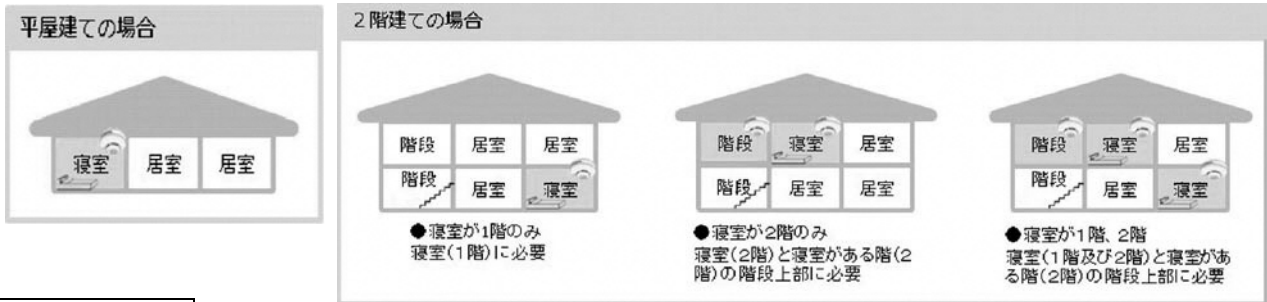
また、住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。



住宅用火災警報器の設置場所

住宅用火災警報器は平成20年6月1日から条例により、寝室、寝室が2階などの場合は階段にも設置が義務付けられています。「逃げ遅れ」防止のために、必要に応じて、台所やほかの部屋にも設置するとさらに安心です。

《設置の例》



(総務省消防庁HPより)

日常の確認方法

住宅用火災警報器は、長く取り付けていると故障したり、交換が必要になります。実際に火災が発生した時に正常に作動するために、定期的に作動確認を行いましょ。

○点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり作動確認をしましょう。

作動確認をしても警報器に反応がない場合は、本体の故障か電池切れの可能性があるので、取扱説明書の確認やメーカーに問い合わせるなどし、場合によっては交換が必要になります。また、古くなると電子部品の寿命や電池切れにより正常に作動しなくなることがありますので、設置から10年を目安に警報器を交換しましょう。

○乾電池タイプは電池交換を忘れずにしましょう。

「ピッピッ(※)」と一定の間隔で警報音が鳴る場合がありますが、機器の故障や現地切れの可能性があるので、取扱説明書を確認し電池交換を行いましょ。なお、警報器の種類によっては電池交換ができないタイプもありますので、その場合は警報器の交換をしましょ。

(※) 警報音は代表例です。警報器の種類によって警報音は異なりますので、取扱説明書を確認してください。